

令和元年6月24日
オリンピック・パラリンピック推進課

平成31年度東京都に対する要望事項について

－ 平成31年度東京都に対する要望事項のその後の経過及び今後の見通し －

- 1 大会開催について
- 2 東京2020大会のレガシーを未来に引き継ぐまちづくりについて
- 3 本区のスポーツ振興を踏まえた施設整備等について

令和元年6月1日現在

オリンピック・パラリンピック推進特別委員会

要 望 事 項	要 望 後 の 経 過	今 後 の 見 通 し
<p>1 大会開催について (オリンピック・パラリンピック準備局)</p> <p>(1) 競技会場、練習会場の運営等に伴う区施設の使用や観客及び関係者輸送等、大会開催に伴い区民生活や地域経済等に影響を与える可能性がある場合には、その範囲や期間等について早期に情報提供を行うとともに、必要な調整をすること。特に観客及び関係者輸送については、多くの競技会場等が配置される本区においては、交通規制や大量の観客移動等により、物流等の経済活動、ごみ・資源の収集等の清掃事業や通勤・通学等の区民の日常生活等に大きな影響を及ぼすことが想定される。大会期間中の都市活動との両立を図るため、輸送計画の詳細について早期に明らかにするとともに、区をはじめとする関係機関との綿密な協議及び調整を行うこと。また、東京都及び大会組織委員会が責任をもって、地域住民・企業等への説明を実施すること。</p> <p>(2) 区内の競技会場の整備により、臨海部を中心に通過交通が増加している。今後も有明北地区における民間開発、豊洲市場の開場など、更なる交通需要の増加が見込まれることから、区民の安全・安心を脅かすことのないよう、工事の安全確保、交通安全対策、工事現場周辺的环境保全等を強化するとともに、施工者間の調整及び指導を徹底すること。</p>	<p>(1) 輸送関係者で構成される輸送連絡調整会議において「輸送運営計画 V2 (案)」が示され、新たな関係者輸送ルート (案) 及び観客ルート (案) とともに、交通規制に関して会場周辺の交通対策についての素案が示された。</p> <p>(2) 平成 28 年度に設置された「有明北地区工事連絡会」により、周辺地域における大規模工事の情報の交換・調整が行われている。</p>	<p>(1) 関係者輸送及び観客輸送については、区民生活に大きな影響を与えることから、地域住民・企業等への丁寧な説明及び区をはじめとする関係機関との綿密な協議及び調整を行うとともに、ラストマイルにおける安全対策の徹底を図るよう、引き続き要望していく。</p> <p>(2) 競技施設の工事の状況及び安全対策について注視していくとともに、有明北地区工事連絡会等を通じて、必要な提案及び要望を行っていく。</p>

要 望 事 項	要 望 後 の 経 過	今 後 の 見 通 し
<p>(3) 東京都と区が一体となって気運の醸成を図るため、「Tokyo Tokyo FESTIVAL」をはじめとした「東京文化プログラム」に、区が実施する「文化プログラム」を位置づけるなど、相互に連携、協力できる体制を構築するとともに、区が実施する文化プログラムへの経費の助成等、支援を充実すること。</p> <p>(4) 大会時のボランティアについて、参加を希望する区民を区内の施設等に配置するなど、多くの区民が参加できる体制とすること。また、ボランティアに限らず、各競技の開会、大会関連イベント等に、区内小中学校のブラスバンド等を活用するなど、こどもたちが参加できる枠組みを検討すること。</p> <p>(5) 聖火リレーについて、多くの区民が大会開催を実感できるようなランナーやルートを選定等を検討するとともに、リレールートにおけるイベント等、区内の小中学生をはじめとした区民が参加することができる枠組みを構築すること。</p> <p>(6) 暑熱環境の緩和や来訪者へのおもてなしのため、公共交通機関、建築物・公共的施設のユニバーサルデザイン化、総合的なサイン計画、フリーWi-Fi及び観客輸送ルートを中心とした緑化やクールスポットの整備を図ること。</p> <p>(7) 大会開催期間中の、選手、観客、大会関係者等の安全確保のため、猛暑、台風、地震などの自然災害及びテロや感染症等について十分な対策を講じるとともに、区民の危機管理に関わる重要な事項については、本区への情報提供や役割分担等、適宜必要な調整を行うこと。</p>	<p>(3) 公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の助成を行っている。</p> <p>(4) 平成30年9月から12月にかけて、大会ボランティア及び都市ボランティアの募集が行われた。各ボランティアの応募者に対するオリエンテーション及び面談を随時行っている。</p> <p>(5) 令和元年6月に大会組織委員会が、聖火リレーのリレールートの概要及びランナー募集の概要を発表した。都内のリレールート及びランナーの選定については、東京都聖火リレー実行委員会が検討を進めている。</p> <p>(6)(7) 東京都は平成31年4月に、大会に向けた治安対策・サイバーセキュリティ・災害対策・感染症対策の4つの視点から各種事態に対する都の取り組みをまとめた「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領」を改定し、第二版を公表した。</p>	<p>(3) 「江東区文化プログラム基本方針」に基づき文化プログラムの取り組みを進めるとともに、都に対し、取り組みへの支援や経費の助成が活用しやすいものとなるよう求めていく。</p> <p>(4) 東京2020大会及び関連イベントに、区内小中学校の児童・生徒が参加できる枠組みを構築するよう、引き続き提案・要望を行っていく。</p> <p>(5) 聖火ランナーの選定、リレールートの選定について都と調整するとともに、リレールートで区民が参加できる枠組みを構築するよう引き続き求めていく。</p> <p>(6)(7) 治安対策・サイバーセキュリティ・災害対策・感染症対策の分野における区の課題を整理し、本対処要領の検証・見直しにあたって、要望等を行っていく。</p>

要 望 事 項	要 望 後 の 経 過	今 後 の 見 通 し
<p>2 東京2020大会のレガシーを未来に引き継ぐまちづくりについて (オリンピック・パラリンピック準備局)</p> <p>都が東京2020大会のレガシーとして示した「臨海スポーツゾーン」を含む新たなまちづくりの構想については、これまでの開発フレームや土地利用計画の見直しも想定されることから、地域住民の生活環境の変化等、本区の将来に大きな影響が見込まれる。こうしたことから、新たなまちづくりについては、様々な行政需要も想定した計画とするとともに、その検討や整備にあつては、地元住民・企業等の意見に十分配慮し、区と協議を行い、東京都、地域住民・企業、区が連携して取り組む体制を構築すること。</p> <p>また、まちづくりの計画を進めるにあたっては以下の実現に努めること。</p> <p>(1) 水辺の魅力を観光に活かすため、水上ステーションや水上タクシーの棧橋等を整備するとともに、民間事業者にも開放した係留施設を整備し、舟運利用や水陸両用バス路線の誘致を図ること。</p> <p>(2) 本区木場の木材業の伝統や我が国の木造建築の技術を世界へ発信し、特色ある景観形成を推進するため、当該エリアにおける施設、工作物などについて、木材の積極的な利用を図ること。</p>	<p>(1) 水上ステーションや水陸両用バス用スロープの整備などについて、豊洲埠頭において水陸両用バス用スロープが整備され、平成29年9月に豊洲駅と東京テレポート駅の間で水陸両用バスの運行が開始された。平成30年4月から豊洲ぐるり公園も全面開園となり、平成31年4月より指定管理者（豊洲パークマネジメントJV）による運営が開始されている。</p> <p>(2) 木造を主体とする構造での競技場整備について、有明体操競技場では、主構造が鉄骨造で、一部、木構造が採用された。 工事中の有明アリーナでは、構造材の一部と内装材等で木材の利用が見込まれている。</p>	<p>(1) 水上交通ネットワークは、本区の南北都市軸の強化にもつながり、競技場設置周辺のまちづくりの効果を区内全域に波及させる有効な手段の一つである。豊洲埠頭に限らず、更なる水上交通ネットワークの強化に向け、引き続き要望していく。</p> <p>(2) 本区の木材業の伝統や我が国の技術のアピールとなるよう、まもなく完成する施設の木材利用のPRを要望するとともに、施設運営段階においても積極的な木材利用を行うよう引き続き要望していく。</p>

要 望 事 項	要 望 後 の 経 過	今 後 の 見 通 し
<p>(3) 緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現と来訪者へのおもてなしのため、施設の屋上や壁面、歩道等の緑化を図ること。また、補助制度の創設など、官民一体となった「みどりのまちなみづくり」に向けた施策を強力に推進すること。</p> <p>(4) コミュニティサイクルは、臨海スポーツゾーンの回遊性の向上等の観点からも有効に活用できることから、その本格実施に向け、更なる法的規制緩和を図るとともに、競技会場へのステーション設置を検討すること。合わせて、自転車専用道路の設置を推進し、民間事業者も対象とした施設整備・運営補助の拡充を図ること。</p>	<p>(3) 競技場の屋上や壁面、歩行者ルート上の緑化を強力に推進することについて、工事中の有明アリーナでは、壁面緑化が整備される予定である。有明体操競技場では、芝生広場などの緑化空間の整備が計画されている。なお、新規恒久施設の施設運営計画では、各施設において緑化を行うことが示されている。</p> <p>(4) コミュニティサイクルの本格実施に向けたサイクルポート設置、自転車専用道路の設置について、各競技会場の新規恒久施設の施設運営計画では、サイクルポート設置は示されていない。</p> <p>平成27年3月、東京都と4区（江東、千代田、港、中央）で、規制緩和や広域展開に向けた、相互協力に関する基本協定を締結し、平成28年2月に4区相互乗入実験を開始した。その後、周辺6区が参加し、平成31年4月時点で、10区による相互乗入実験を行っている。</p> <p>自転車専用道路については、競技大会会場や主要な観光地の周辺において、国道、都道、区市道等の自転車が走行しやすい空間を連続させ、ネットワーク化を図る自転車推奨ルートが平成27年4月に都によって発表され、整備の取り組みを進めている。</p>	<p>(3) 「新規恒久施設の施設運営計画」に基づく、運営段階における緑化についても引き続き要望をしていく。</p> <p>(4) コミュニティサイクルの会場へのサイクルポート設置について引続き要望をしていくとともに有明や青海など会場周辺についても大会時の交通利便性向上を踏まえ、サイクルポートの設置を要望していく。</p> <p>また、規制緩和や自転車専用道路の整備についても、基本協定を基に、各区と連携を図りながら要望していく。</p>

要 望 事 項	要 望 後 の 経 過	今 後 の 見 通 し
<p>(5) 競技会場に商業施設を導入し、まちなみ機能をもたらしよう配慮すること。また、当該エリア内の賑わい機能の導入、デジタルサイネージの設置・活用によるアクセシビリティの強化を図ること。</p> <p>(6) 広域的な防災機能の強化のため、競技会場に防災備蓄倉庫や独立型電源の配備、かまどベンチ、マンホールトイレの設置、一時滞在施設機能の付与及び災害用備品の配備等を行うとともに、帰宅困難者対策や備蓄計画等について、区と情報を共有すること。</p>	<p>(5) 競技場に商業施設を導入することについて、工事中の有明アリーナでは、複合用途（レストラン、カフェ、スタジオ）が計画されている。また、コンセッション方式による運営権者の候補者が平成 31 年 3 月に決定した。新規恒久施設の施設運営計画では、賑わいを生む機能を導入、アクセシビリティ・ガイドラインの適用などが示されている。</p> <p>(6) 特に現在示されているものはない。</p>	<p>(5) 「新規恒久施設の施設運営計画」に基づく、運営段階における賑わいについても引き続き要望をしていく。</p> <p>(6) 運営段階における防災機能強化について要望を行っていく。</p>

要 望 事 項	要 望 後 の 経 過	今 後 の 見 通 し
<p>3 本区のスポーツ振興を踏まえた施設整備等について (オリンピック・パラリンピック準備局)</p> <p>(1) 区内における競技会場整備にあたっては、障害者スポーツの拠点としても活用できる、バリアフリー対応の施設とするとともに、広域的な観点から障害者スポーツの場の充実・強化を図ること。</p> <p>(2) 競技人口が少ない種目に対する選手育成のための競技会場・練習場所の設置及び普及啓発を図ること。</p>	<p>(1)(2) 平成30年3月に策定された「東京都スポーツ推進総合計画」の中で、障害の有無を問わず、スポーツ振興全般について、バリアフリー化やユニバーサル化を普遍的に展開していくことが重要との認識が示され、障害者スポーツを東京2020大会のレガシーにしていくとともに、都民が広くスポーツに親しめる環境を築いていくとの方向性が示された。</p>	<p>(1)(2) 本計画に基づき、個々の分野について具体的検討が進められていくことから、引き続き東京都及び組織委員会の検討状況について情報把握に努め、必要な提案、要望を行っていく。</p> <p>また、臨海部の新たなまちづくりについては、臨海部の開発に関するこれまでの経緯を踏まえ、区と協議をするよう求めていく。</p>